

全国ダイバーシティネットワーク組織九州・沖縄ブロック会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織九州・沖縄ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック会議は、九州・沖縄地域におけるダイバーシティに関する情報や課題を共有しつつ、ダイバーシティ推進に関する方策を議論することを目的とする。必要に応じて全国ダイバーシティネットワーク組織幹事会で共有する。

(組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 別表に掲げる機関の理事又は副学長相当の者各1名

(2) その他ブロック会議が必要と認めた者

2 前項の委員の任期は1年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

4 第1項第1号の委員は、原則として、九州・沖縄アイランド女性研究者ネットワーク（以下、Q-wea）の参加機関の理事・副学長ネットワーク会議を構成する委員とする。

(議長)

第4条 ブロック会議に議長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから互選する。

2 議長は、ブロック会議を主宰する。

(ブロック会議の開催)

第5条 ブロック会議は、原則として年1回開催する。

(事務)

第6条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、幹事大学等が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

2 九州・沖縄ブロック幹事大学の決定等については、「九州・沖縄ブロックの幹事大学に関する申合せ」を定める。

(その他)

第8条 九州・沖縄ブロックの参加機関においては、Q-wea への参加を推奨する。

附 則

この要項は、2018年12月21日から施行する。

附 則

この要項は、2020年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2024年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

国立大学法人	佐賀大学、熊本大学、大分大学、鹿児島大学、琉球大学、九州大学、宮崎大学、長崎大学
公立大学法人	福岡女子大学
私立大学	九州産業大学、沖縄科学技術大学院大学、久留米大学

【参考】

※第3条第1項第1号及び第2号の「理事又は副学長相当の者」に含むものの例示

副理事、学長補佐

副所長、副病院長、副機構長

副社長、専務（取締役）、常務（取締役）、取締役、執行役員